

その他

「玉臺新詠序」訳注（三）

鎌田 出*1

例言

- 一、本稿は、許榘評選・黎經誥箋注『六朝文絜箋注』（巻八）所収「玉臺新詠序」本文および箋注部分の訳注である。
- 二、底本には、中華書局出版（1962 第1版上海第1次印刷）『六朝文絜箋注』を用いた。
- 三、原文中の引用書に関しては、原典との対照を行い、必要と思われる文字校訂を加えた。校訂を加えた箇所については、語釈または補注で言及した。
- 四、全体は①原文、②語釈、③通釈、④補注よりなる。
- 五、訳注部分は、語釈・補注の見出しを除き、原則として引用文も含め新漢字を使用した。但し、「弁」（辯・辨）のように意味上の混乱を生じる場合など、部分的に新漢字を用いなかった箇所もある。
- 六、訳注に際して、序本文のみをゴチック表記とした。

①原文

其中有麗人。

②語釈

- 「其中」…前出の「周王璧台之上」及び「漢帝金屋之中」を指す。
- 「麗人」…美しい女性。曹植「洛神賦」（『六臣注文選』巻十九）に、「仰いで以て観を殊にし、一麗人を睹る（仰以殊観、睹一麗人）」とある。

③通釈

その中には美しい女性が住んでいる。

①原文

其人也、五陵豪族 西都賦注高、惠、景、武、昭帝五陵在北、士人多宅於此。

②語釈

- 「其人」…前出の「麗人」を指す。
- 「五陵」…長安の北方、渭水の北原に建造された漢の高祖、惠帝、景帝、武帝及び昭帝の五つの陵墓（長陵、安陵、陽陵、茂陵、平陵）のこと。また、その辺り一帯を指す。『漢書』（巻九十二「游侠伝第六十二」）に、「郡国の諸侯及び長安と五陵の志気と節操を有する者たちは誰もが（原涉を）慕った（郡国諸豪及長安、五陵諸為気節者皆歸慕之）」とあり、顔師古の注に「五陵は、長陵、安陵、陽陵、茂陵、平陵を言う（五陵、謂長陵、安陵、陽陵、茂陵、平陵）」とある。
- 「豪族」…財力や権力を持つ一族。『漢書』（巻二十八下「地理志第八下」）に、「漢王朝が起こると、長安を都に定め、斉の王族の諸々の田氏、楚の昭氏、屈氏、景氏及び功臣たちの家を長陵に移させた。後々、代々にわたり二千石の官吏、財を有する豊かな人々及び他家を併呑した豪傑たちの家を諸陵に移させた（漢興、立都長安、徙斉諸田、楚昭、屈、景及諸功臣家於長陵。後世世徙吏二千石、高訾富人及豪傑併兼之家於諸陵）」とある。以下、『漢書』は移住の理由について、「思うに幹である都を強くし、枝である地方を弱くするためであり、陵墓に奉仕させるためだけではなかった（蓋亦以疆幹弱支、非独為奉山園也）」と説明する。
- 「西都賦注」…西都賦に加えられた注。「西都賦」は、

*1 至誠館大学 ライフデザイン学部

後漢の班固(孟堅)(32~92)の作品。『文選』(巻一)所収。『六臣注文選』の劉良の注には「高惠景武昭帝此五陵皆在北」とあるが、「士人多宅於此」の六字は無い。以下に続く張銑の注には「邑居相承、士人多宅於此」とあり、思うに、劉良の注と張銑の注を便宜的に合体させたのであろう。

- 「士人」…ここでは、高位高官の貴人たちを言う。「西都賦」の張先の注に、「紱冕は士人の服飾である(紱冕士人服飾)」とある。「紱冕」は、印綬と冠のことで、高位高官の服装を言う。

③通釈

その美しい女性は、かの五陵に住まう権勢家の娘たち
班固「西都賦」の注に、「高祖、惠帝、景帝、武帝、昭帝の五陵は都の北にあり、多くの士人たちがそこに家を構えた」とある。

④補注 「其人也」について

四部備用本では、「也」字の下に「あるテキストでは也の字が無い(一無也字)」と注する。

①原文

充選掖庭 後漢皇后紀論、漢法、常因八月筭人、遣中大夫与掖庭丞及相工於洛陽鄉中閱視良家童女、年十三以上、二十以下、姿色端麗、合法相者、載還後宮。

②語釈

- 「充選」…選ばれた人物を充てる。『玉台新詠(上)』(新釈漢文大系 58)及び『玉台新詠』(中国の古典 25)では、「充選」を二字一組の動詞として「掖庭に充選せられ」と訓読するが、対を成す「馳名永巷」に揃え、「選を掖庭に充つ」と読んでおく。
- 「掖庭」…美しい宮女たちの住まい。『西京雜記』(第一)に、「漢の掖庭は[中略]全員が若くしとやかで美

しい宮女たちの住まうところである(漢掖庭[中略]皆繁華窈窕之所棲宿焉)」とある。後出の「永巷」と同意で用いられる。『漢書』(巻十九上「百官公卿表第七上」)に、「武帝の太初元年に[中略]永巷を掖廷に改めた(武帝太初元年[中略]永巷為掖廷)」とある。「廷」は「庭」に通じる。

- 「後漢皇后紀論」…『文選』(巻四十九「史論上」)所収の宋の范蔚宗(398~445)「後漢書皇后紀論」のこと。范曄(蔚宗)『後漢書』(巻十上「后紀卷十上」)の冒頭部分。
- 「漢法」…漢王朝の定めたきまり。『史記』(巻百九「李將軍列傳第四十九」)に、「漢王朝の定めたきまりによれば、博望侯張騫は出発が遅れ決められた時刻に間に合わなかったため死罪に当たる(漢法、博望侯留遲後期、当死)」とある。
- 「筭人」…人頭税の算定基準となる人数を数えること。『後漢書』(巻十上「后紀第十上」)の李賢の注に、「『漢儀』の注に、八月初めに賦を計算する、それ故『筭人』と言う(漢儀注、八月初為筭賦、故曰筭人)」とある。「筭」は「算」の異体字。なお、『六臣注文選』(巻四十九)は、「人」を「民」に作り、李周翰は、「『筭』は『計』である。人口の多い少ないを聞き取り調べ(税を)取ることを言う(筭、計也。謂計人口多少聽問納取也)」と注している。
- 「中大夫」官名。『史記』(巻十二「孝武本紀第十二」)に、「天子はそこで緹氏の県城に御幸され、公孫卿を拜して中大夫に任ぜられた(天子於是幸緹氏城拜卿為中大夫)」とある。
- 「掖庭丞」…官名。掖庭の長官である掖庭令を補佐する。『後漢書』(巻百十六「百官志第二十六」)に、「掖庭の長官は一人[中略]左右の丞、暴室の丞がそれぞれ一人ずつ(掖庭令一人[中略]左右丞、暴室丞各一人)」とある。「暴室」は掖庭に置かれた部署の名。
- 「相工」…人相見。『史記』(巻九十六「張丞相列傳第三十六」)に、「韋丞相は[中略]読書術によって役人となり大鴻臚の地位に至った。ある人相見が韋の

人相を見て必ずや丞相となるとした(韋丞相[中略]以読書術為吏至大鴻臚。有相工相之当至丞相)」とある。

○「洛陽」…『文選』所収「後漢書皇后紀論」の李善注では『風俗通(義)』を引いて「雒陽」に作る。「雒」は「洛」に通じる。なお、李善の引いた『風俗通義』の記載は現行本には見えず、逸文として盧文弨『風俗通義逸文』に所収されている。

○「良家」…身分のある家柄。『後漢書』(卷七十八「楊李翟王霍爰徐列伝第三十八」)に、「桓帝は可愛がつっていた田貴人(妃)を皇后に立てようと思っていた。蕃は、田氏は身分が低く、竇一族は家柄がよかったので、争つて譲らなかった(桓帝欲立所幸田貴人為皇后。蕃以田氏卑微、竇族良家、争之甚固)」とある。なお、「良家」の出身者が選ばれることについては、『後漢書』(卷百十九「南匈奴伝第七十九」)に「(王)昭君は字を嬙と言い、南郡の出身であった。最初は元帝の治世に、良家の出身者として選ばれて掖庭に入った(昭君字嬙、南郡人也。初元帝時、以良家子選入掖庭)」とある。

○「童女」…未婚の若い女性。後漢末の劉熙の『積名』(卷三「積長幼第十」)に、「十五歳を童と言う[中略]女子のまだ簪をつけていない(=嫁いでいない)者もまた「童」と呼ぶ(十五曰童[中略]女子之未笄者亦称之也)」とある。

○「年十三以上」…後宮に入る女性の年齢の下限。『後漢書』(卷十下「皇后紀第十下」)に、「虞美人は、良家の出身であることにより十三歳で選ばれて掖庭に入った(虞美人者、以良家子年十三選入掖庭)」とある。なお、『後漢書』(卷五十三「唐融列伝第十三」)に、「(竇)章の娘は十二歳であつたが、文章力があり、才能と美貌とで選ばれて掖庭に入った(章女年十二、能属文、以才貌選入掖庭)」とあり、年齢制限は必ずしも厳密ではなかつた。

○「二十以下」…後宮に入る女性の年齢の上限。『漢武故事』(古今逸史本)に「燕趙の美女二千人を徴発し

て(光明宮に)満たした。全員が十五歳以上二十歳以下であつた(発燕趙美女二千人充之。率皆十五以上二十以下)」とある。

○「法相」…補注参照。

③通釈

選ばれた者として後宮に入る 後漢(書)皇后紀論に、「漢のきまりでは、毎八月に税の基準となる人口を数えるのに合わせて、中大夫を遣わして掖庭丞及び人相見と共に洛陽で良家の未婚の娘たちで十三歳以上、二十歳以下の姿色端麗で骨法骨相に合う者を見定め、車に載せて後宮に連れ戻つた」とある。

④補注「法相」について

『大漢和辞典』は、「法相」を「法律で定めた形相・容貌」と説明して「後漢書、皇后紀論」の同箇所を引く。また、国訳漢文大成『文選』(文学部第四卷)は「規定の相貌」と注し、全釈漢文大系『文選』(文章編六)は「定められた容貌」と、新釈漢文大系『文選』(文章編下)は「定められた器量」と訳す。いずれの場合も「定め(規定)」の具体的内容は不明である。漢魏六朝時代の諸書を検索したところ、「法相」の用例は極めて少なく、「後漢書皇后紀論」を除く以下の三例を見出すことができた。

- 1) 以良家子応法相選入掖庭
(『後漢書』卷十下「后紀第十下」)
- 2) 性体法相固自相似
(王充『論衡』第三卷「骨相第十一」)
- 3) 実有其效、如其法相
(王充『論衡』第三卷「骨相第十一」)

1)の『後漢書』の例は、「後漢書皇后紀論」に同じと言える。これに対して王充(27~96?)『論衡』の二例に見える「法相」は、「骨法骨相」(訳は、山田勝美『論衡(上)』(新釈漢文大系 68)に依る)の意である。「骨

相第十一」において王充は、黄帝の龍顔から孔子、高祖(劉邦)以下漢代の諸例を示して人相・形体がその人の「命」と「性」を左右することを論証する。そうした中で、次の一例は当時の「骨相」事情をうかがわせるものである。

丞相の黄次公はもともと陽夏の役人であった。人相見を善くする者と同じ車で出かけた時、年の頃十七、八の娘を見かけた。人相見は指さして、『この女性は必ずや大富豪となり、封侯の妻となるであろう』と言った(丞相黄次公、故為陽夏游徼。与善相者同車俱行、見一婦人年十七八。相者指之曰、此婦人当大富貴、為封侯者夫人)」

これによれば、漢代において男女を問わずその「骨法骨相」が重視されていたことが知られる。

以上より、『大漢和辞典』の「法律で定めた」という解釈は、「法相」を逐語訳するものと言わざるを得ない。また、国訳漢文大成、全釈漢文大系及び新釈漢文大系の『文選』に見える「規定の」・「定められた」という解釈については、依拠するところが判然としない。

ここでは、「法相」は『論衡』に言う「骨相・骨法骨相」が当時の状況を踏まえた解釈として妥当であると考える。

①原文

四姓良家 北史、魏文帝宏、雅重門族、范陽盧敏、清河崔宗伯、滎陽鄭羲、太原王瓊四姓、衣冠所推、咸納其女、以充後宮。樞後漢明帝時、外戚樊氏、郭氏、陰氏、馬氏、是為四姓小侯。非列侯、故曰小侯。

②語釈

○「四姓」…権門の家を言う。宋の王応麟(1223~1296)の『小学紺珠』(巻七)は、「後魏四姓」として「范陽盧敏、清河崔宗伯、滎陽鄭羲、太原王瓊」を記して

いる。

- 「良家」…身分のある家柄。前出。
- 「北史」…唐の李延珠が編纂した歴史書。南北朝時代の北朝の歴史を記す。二十四史の一つ。
- 「魏文帝宏」…北魏(後魏)の六代皇帝高祖孝文帝(在位 471~499)のこと。「宏」は諱。なお、「魏文帝〜以充後宮」の記述は『北史』には見えない。補注(一)参照。
- 「雅重」…正しいとして重んじる。『後漢書』(巻四十五「袁張韓周列伝第三十五」)に、「左忠郎将の何敞及び物を言う立場の人々の多くが張酺の忠誠心を訴えたので、和帝も正しいとして重んじた(左忠郎何敞及言事者多訟酺公忠、帝亦雅重之)」とある。
- 「門族」…家柄。
- 「范陽盧敏〜太原王瓊」…范陽、清河、滎陽、太原はいずれも地名。「盧敏」は、字を仲通といい、孝文帝の太和年間(477~499)の初めに議郎の職を拝したが、早くに亡くなったので、威遠將軍范陽太守を追贈された。『魏書』(巻四十七「列伝第三十五」)の「盧玄伝」に記載がある。「崔宗伯」は、幽州・青州刺史を歴任した崔休の父。世宗宣武帝の初めに清河太守を追贈された。『魏書』(巻六十九「列伝第五十七」)の崔休伝に記載がある。「鄭羲」は字を幼麟といい、高宗文成帝の末に中書博士を拝した。『北史』(巻三十五「列伝第二十三」)に鄭羲伝がある。「王瓊」は字を世珍といい、世宗宣武帝の神龜年間(518~520)に左將軍・兗州刺史に除せられた。『北史』(巻三十五「列伝第二十三」)の王慧龍伝に記載がある。
- 「衣冠」…ここでは「四姓」に次ぐ高位高官の人。『漢書』(巻六十「杜周伝第三十」)に「茂陵の杜鄴は杜欽と姓と字が同じで、共に才知と能力において都で評判であった。そこで士大夫たちは杜欽を『盲目の杜子夏』と呼んで、杜鄴と区別していた(茂陵杜鄴与欽同姓字、俱以材能称京師。故移管謂欽為盲杜子夏、以相別)」とあり、顔師古の注に「衣冠は士大夫のことである(衣冠謂士大夫)」とある。

- 「樵」…顧樵のこと。『玉臺新詠序』 訳注(一)』 参照。
- 「後漢明帝」…後漢(東漢)の二代皇帝劉莊(在位 57～75)のこと。
- 「外戚樊氏～是為四姓小侯」…『後漢書』(卷二「顯宗孝明帝紀第二」)の李賢の注に、袁宏『(後)漢紀』を引いて「外戚の樊氏、郭氏、陰氏、馬氏たちの子弟のために学校をつくり、名付けて四姓小侯と呼び、五経を教える師を置いた(為外戚樊氏、郭氏、陰氏、馬氏諸子弟立学、号四姓小侯、置五経師)」とある。補注(二)も参照。
- 「非列侯、故曰小侯」…補注(二)参照。

③通釈

権門の良家 『北史』には、魏の文帝宏は、家柄を重んじ、范陽の盧敏、清河の崔宗伯、滎陽の鄭羲、太原の王瓊の四姓、高位高官の者の推薦する人物については、そのすべての娘を受け入れ、後宮に入れた。顧樵の注に、後漢の明帝の治世、外戚の樊氏、郭氏、陰氏、馬氏を四姓小侯とした。正規の諸侯ではなく、それ故小侯と呼んだのである、とある。

④補注

補注(一)『北史』の引用について

引用される「魏文帝～以充後宮」部分は、『北史』には見えないが、『資治通鑑』(卷一百四十「齊紀六」)の高宗明帝の建武三年(496)の記述に「魏主、雅重門族、以范陽盧敏、清河崔宗伯、滎陽鄭羲、太原王瓊四姓、衣冠所推、咸納其女、以充後宮」(下線、論者。以下同様)とある。建武三年(496)の記述を『南史』(卷五「齊本紀下第五」)にも当るが、「魏文帝～以充後宮」部分は見当たらない。「魏主」を「魏文帝」に作り、「以」字を欠いているものの、『資治通鑑』からの引用と考えるべきであろう。『徐孝穆全集』(卷四)所収の呉兆宜注も「北史」として同じ引用をしており、注者の誤引用が疑われる。

補注(二)「非列侯、故曰小侯」について

「小侯」と呼ぶ理由について、以下の二説がある。

A説…年若くして(年小)領地を与えられたことによる。

B説…正規の諸侯とは呼べないことによる。

顔之推(531～602?)『顔氏家訓』(下巻「書証篇十七」)は、この二説を以下のように併記している。

明帝時外戚有樊氏、郭氏、陰氏、馬氏為四姓。謂之小侯者、(A) 或以年小獲封、故須立学耳。(B) 或以侍祠猥朝侯、非列侯、故曰小侯。礼云庶方小侯則其義也。

明確にA説をとる者は見当たらない。これに対して李賢が意図してB説の立場をとっていることは、彼が引用した『後漢紀』(後漢孝和皇帝紀下巻第十四)の当該箇所との対照によって明らかである。『後漢紀』の記述は以下の通り。

為外戚樊氏、郭氏、陰氏、馬氏諸子弟立学、号曰四姓小侯。置五経師。

これに対して李賢者の注には、

為外戚樊氏、郭氏、陰氏、馬氏諸子弟立学、号曰四姓小侯。置五経師。以非列侯、故曰小侯。

とあり、『後漢紀』に「以非列侯、故曰小侯」の8文字を追記している。顧樵の注はこの李賢の注をほぼ踏襲しており、同じくB説に立つものである。

また、杜祐『通典』(卷五十二)の引く蔡邕(132?～192)『独断』(下巻)に、「小侯や諸侯の家婦といった、すべて先帝や先の皇后と親類縁者である者(小侯諸侯家婦、凡与先帝先后有瓜葛者)」とあり、「小侯」と「諸侯」を列記していることから、これもB説の証左と言える。なお、福井重雅編『訳注 西京雜紀・独断』(東

方書店)は、「小侯とは列侯ではないにもかかわらず、列侯並みの礼遇を受ける家臣」と語釈を加えている。李賢の注及び『顔氏家訓』は、さらに『礼記』(曲礼下)の「様々な国々の小侯(庶方小侯)」を引き、この意味であるとする(李賢：亦其義也／『顔氏家訓』：則其義也)。

ところで、李賢が注した『後漢書』(巻二「顯宗孝明帝紀第二」)の記載は、「四姓小侯のために学校を開き五経を教える師を置いた(為四姓小侯開立学校、置五経師)」というものであるが、「学校」を開き「五経師」を置いた経緯について、『後漢紀』は次のように述べる。

孝文帝の永平年間には儒学を尊び、皇太子から王侯や重臣の子弟で五経を教わらない者はいなかった(永平中崇尚儒術学、自皇太子諸王侯及臣子弟、莫不受経)

※李賢の引用では、「臣」を「功臣」に作る。

これによれば、当時、年若い「子弟」の教育に視点が置かれていたことがわかる。『顔氏家訓』の「それ故学校を開設する必要があった(故須立学耳)」という記述は、こうした社会風潮を踏まえて「学校」が設立された経緯を物語るものである。

「小侯」単独の解釈としては、B説も成立するであろう。しかし、「四姓」を「小侯」と呼んだそもそもの理由が、「年若い領主」のために学校を開き教育することであったとすれば、B説では不十分である。『後漢書』の記載を素直に読んだ場合、ここでの「小侯」の解釈に関してはA説に拠るべきと考える。

①原文

馳名永巷 史記范雎伝、雎見昭王、佯為不知永巷而入其中。正義曰、永巷宮中獄名也。宮中有長巷故名焉。後改名掖庭。

②語釈

○「永巷」…「掖庭」の別名。『漢書』(巻十九上「百官公卿表第七上」)に、「武帝の太初元年(前104)に〔中略〕、永巷を掖庭と名を改めた(太初元年改名〔中略〕永巷為掖庭)」とある。

○「史記范雎伝」…『史記』(巻七十九「范雎蔡澤列伝第十九」)。范雎(?～前255)は字を叔と言ひ、秦の昭襄王に仕えた政治家。

○「昭王」…秦の始皇帝の曾祖父であった昭襄王(在位前306～251)のこと。

○「佯」…偽る・見せかける。『史記』(武英殿二十四史本)及び『史記正義』(四庫全書本)は共に「詳」に作る。「詳」は「佯」に通じる。

○「正義」…唐の張守節の『史記正義』百三十巻のこと。「永巷宮中獄名也」は巻七十九に見える。

○「宮中獄」…『史記』(巻九「呂太后本紀第九」)に「(呂后は)そこで戚夫人を永巷に拘禁し、その子の趙王を召し出した(乃令永巷囚戚夫人、而召趙王)」とあり、唐の司馬貞の『史記索隱』を引いて「永巷は別宮の名で、長い道があるためこのように名付けられたのである(永巷別宮名、有長巷故名之也)」と注している。

○「長巷」…『詩経』(小雅「節南山之什」)の「巷伯」の疏(『十三経注疏』詩十二之三)に、「王肅が言うには、今の後宮を永巷と呼ぶのは、宮殿内の道の名である。伯は長いということである(王肅曰、今後宮称永巷是宮内道名也。伯長也)」とある。高田眞治『詩経』(漢詩大系)の「宮廷の後宮に居る妃嬪以下が屋を並べて住む処が、巷道を成すが如く連なって通じているので名づけるのである」が的を射た説明である。

③通釈

名を後宮に馳せる 『史記』の范雎伝に「范雎は昭王に、後宮であると知らないでその中に入ってしまったと偽った」とあり、『史記正義』には「永巷は宮

中の牢獄である」とある。宮中の後宮には長い道があったので名付けたのである。後に掖庭と改名された。

(以下、続く)